3　第一項の規定にかかわらず、廃止措置対象施設についての施設定期検査を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　発電用原子炉を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

三　検査を受けようとする発電用原子炉施設の種類及び施設番号

四　検査を受けようとする期日

4　第一項の申請書若しくは第二項第一号から第五号までの書類又は前項の申請書の内容に変更があった場合には、速やかにその変更の内容を説明する書類を提出しなければならない。

5　前項に規定するもののほか、第二項第三号又は第四号に掲げる事項について評価を行い、当該事項を変更した場合は、その評価の結果を記載した書類を提出しなければならない。

6　前二項に規定するもののほか、第二項第五号に掲げる事項のうち一定の期間を定め、又は変更した場合は、第五十六条第三項各号に掲げる事項について記載した書類を提出しなければならない。

7　第一項又は第三項の申請書及び第四項の書類の提出部数は、正本一通とする。

（施設定期検査の実施）

第四十七条　施設定期検査は、次に掲げる事項のうち、前条第二項各号に掲げる事項を説明する書類において記載された定期事業者検査に係る事項について、施設定期検査を受ける者が行う定期事業者検査に原子力施設検査官が立ち会い、又はその定期事業者検査の記録を確認することにより行うものとする。

一　第四十五条第一項第二号の設備にあっては、次に掲げる定期事業者検査に係る事項

イ　タービン本体、主要弁、復水器、熱交換器及び主な配管の非破壊検査

ロ　タービン本体及び主要弁の組立て及び据付け状態を確認する検査並びに保安装置の作動検査

二　沸騰水型発電用原子炉施設にあっては、次の表の上欄に掲げる発電用原子炉施設の種類に応じ、同表の下欄に掲げる定期事業者検査に係る事項（可搬型の機械又は器具に係る事項を除く。）

発電用原子炉施設の種類	定期事業者検査に係る事項
一　原子炉本体	1　原子炉圧力容器本体、原子炉圧力容器支持構造物及び原子炉圧力容器付属構造物の非破壊検査並びに原子炉圧力容器本体及び原子炉圧力容器付属構造物の漏えい検査 2　再使用する燃料体の外観検査 3　炉心における燃料体の配置を確認する検査 4　発電用原子炉の停止余裕を確認する検査